

記載例 左側

※消えるボールペンで記入しないでください。

1.お持ちいただくもの

- 離婚届
 - 添付書類(裁判離婚の場合)
 - 本人確認書類
(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)
- ※外国籍の方の場合、必要書類が異なる場合がございますのでお問い合わせください。

2.添付書類

- 裁判離婚の場合
- (1)調停離婚の場合
→調停調書の謄本
- (2)審判離婚の場合
→審判書の謄本と確定証明書
- (3)和解離婚の場合
→和解調書の謄本
- (4)認諾離婚の場合
→認諾調書の謄本
- (5)判決離婚の場合
→判決書の謄本と確定証明書

3.住所を変更する方は、別途、住民異動届(転入届・転居届・世帯主変更届など)を提出してください。他市町村から転入する方は、転出証明書をお持ちください。ただし、時間外に離婚届を提出する場合などは同時に住所異動届は提出できません。

離婚届

令和〇年〇月〇日届出

茨城県つくば市長殿

受理	令和	年	月	日			
第		号					
通知(送付)	令和	年	月	日			
第		号					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知	

(フリガナ)	夫	イバラキ タロウ	妻	イバラキ ハナコ
(1)氏名		茨城 太郎		茨城 花子
生年月日		昭和55年 5月 5日		昭和60年 6月 10日
住所		茨城県つくば市筑波1番地1		茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1 ○○マンション301号
(2)本籍		茨城県つくば市筑波1		番地 1
(外国人のときは国籍だけを書いてください)	筆頭者の氏名	筑波 太郎		
父母及び養父母の氏名	夫の父	茨城 吾郎	続き柄	長男
父母との続き柄	母	茨城 茨子	妻の父	筑波 一郎
(右記の養父母以外にも養父母がいる場合には、その他の欄に書いてください)	養父		続き柄	養子
	養母		養父	筑波 梅子
			続き柄	二女
			養母	筑波 梅子
			続き柄	養女
(3)離婚の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 調停	<input type="checkbox"/> 和解	年 月 日成立
(4)離婚の種類	<input type="checkbox"/> 調停	<input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 請求の認諾	年 月 日認諾
	<input type="checkbox"/> 調停	<input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 判決	年 月 日確定
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫	<input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる	<input checked="" type="checkbox"/> 妻	<input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
			(フリガナ)	ツクバ ハナコ
			茨城県つくば市研究学園一丁目1	番地 1 筆頭者の氏名 筑波 花子
(5)未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子	茨城 子太郎		
	父(夫)が親権を行う子	茨城 子二郎		
	母(妻)が親権を行う子	茨城 光子		
	親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	筑波 峰子		
(協議離婚で親権者の定めをした場合) 相違なければ、それぞれが原のようにするしをつけてください。	夫	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	妻	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。
1 台湾
2 パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)
そのほかに必要なもの
調停離婚のとき→調停調書の謄本
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき→和解調書の謄本
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

事件簿番号

(1)住所
現在の住民登録している住所を記入してください。

(2)本籍
婚姻中の本籍を記入してください。

(2)父母及び養父母の氏名、父母との続柄
夫と妻それぞれの実父母の氏名を書きますが、実父母が婚姻中のときは、母の氏は書かずに名だけを記入してください。

養子縁組をしている場合は、養親の氏名は「その他」欄に記入してください。
【例】夫(妻)の養父 ○○○○、養母 ○○○○、続柄 養子(養女)

(3)離婚の種類
裁判所で手続きを行っていない場合は、離婚の種類別は全て協議離婚です。
協議離婚は、成人の証人2名の記入が必要です。

(4)婚姻前の氏にもどる者の本籍
婚姻のときに氏が変わった人は、次の中から選んで記入してください。
(1)婚姻前の氏を名のり、婚姻前の戸籍にもどる。
(2)婚姻前の氏を名のり、自分で新しい戸籍を作る。
(3)婚姻中の氏を名のり、自分で新しい戸籍を作る。
※(3)の場合は、ここには何も記入せず、「離婚の際に称していた氏を称する届」を離婚届と同時に提出してください。
書き方は別紙をご覧ください。

(5)未成年の子の氏名
未成年(18歳未満)の子全員について、親権を行う方の欄に氏名を記入してください。
親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子の欄は、家庭裁判所に申立てをしている子を記入してください。

協議離婚の場合には内容を確認し、それぞれチェックをしてください。

お問合せ先

つくば市役所 市民部市民窓口課
(代) 029-883-1111(平日のみ)

【連絡先】

平日の昼間連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。

【連絡先】電話

夫 090-1234-5678

妻 080-9012-3456

※裏面に続きの右側あります。

※消えるボールペンで記入しないでください。

(6)同居の期間	平成20年 2月 から 令和8年 3月 まで	
(7)別居する前の住所	茨城県つくば市筑波1番地 番地 1号	
(8)別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 <small>（国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください）</small>	
(9)夫婦の職業	夫の職業	妻の職業
(10)その他	協議離婚の届出人は夫と妻の2人です。必ず本人が署名してください。	
届出人署名 （※押印は任意）	夫 茨城 太郎 印	妻 茨城 花子 印
証 人 （協議離婚のときだけ必要です）		
署 名 （※押印は任意）	茨城 吾郎 印	筑波 梅子 印
生 年 月 日	昭和25年 2月 5日	昭和30年 3月 3日
住 所	茨城県つくば市〇〇 ××番地××	茨城県つくば市□□ □丁目 〇〇番地
本 籍	茨城県水戸市〇〇 〇丁目 ×× 番地 ××	茨城県つくば市△△ ×× 番地

□には、あてはまるものに☑のようにするしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください（この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。）。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

協議離婚の場合、
3項目について
それぞれ当てはまる方に
チェックしてください。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について
 取決めをしている。 □まだ、決めていない。
 子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項（例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など）の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしをつけてください。

親子交流について
 取決めをしている。 □まだ、決めていない。
 親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしをつけてください。

経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにしをつけてください。

養育費の分担について
 取決めをしている。
 まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。
 養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など、諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしをつけてください。

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。



日本司法支援センター（法テラス）では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

(9)別居する前の世帯のおもな仕事と夫妻の職業
同居中の世帯の仕事を選んで、該当する箇所にチェックしてください。

(10)夫婦の職業
国勢調査の行われる年のみ記入してください。

届出人署名欄
協議離婚の場合は、婚姻中の氏で各自署名してください。
裁判離婚の場合には、申立人または訴提起者が署名してください。
押印は任意です。

証人は協議離婚のときだけ必要です。
届出人（離婚する夫・妻）以外で、届出人に離婚の意思があることを知っている成年者（18歳以上）の署名が必要です。押印は任意です。